平成２１年（フ）第５０６号
静岡県沼津市中瀬町３番33号　ボナーシュモア302号
破産者　櫻田　英伸
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５６９号
静岡県沼津市下香貫牛臥3004番地の２　コーストビラ牛臥101、前住所静岡県沼津市西島町７番２号
破産者　芹澤　英敏
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
三重県鈴鹿市東磯山２丁目25番３号、前住所三重県鈴鹿市白子駅前17番19号
破産者　青　　満
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２０７７号
広島県安芸郡熊野町中溝４丁目19番８号
破産者　岡部美都子
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５１号
山口県下関市幸町５番７号
破産者　松原　弘昭
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１１００号
福岡県筑紫野市大字阿志岐2371番地７
破産者　中路　幸信
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８２７号
福岡市城南区荒江１丁目23番27―701号、住民票上の住所福岡市早良区室見４丁目16番４号
破産者　片岡　洋一
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４８９号
秋田市御野場新町４丁目２番10号、前住所秋田市牛島西３丁目４番50―４号
破産者　目黒　京子
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５号
秋田市楢山城南新町10番34号　フォレスト楢山201号
破産者　菊地　純子
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６０号
富山市婦中町砂子田81番地183
破産者　川本幸子こと　石　　完己
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第８２３号
岐阜県大垣市島町764―１、住民票上の住所岐阜県本巣市神海419番地
破産者　小沢　　睦
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２５９号
岐阜県大垣市新町２丁目136、住民票上の住所岐阜県大垣市島里２丁目41番地５
破産者　日置　一彦
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
岐阜県大垣市新町２丁目136、住民票上の住所岐阜県大垣市問屋町９番地２
破産者　日置　直人
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第６８１号
静岡県浜松市天竜区芦窪２番地の１
破産者　岡田　聡志
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第８６９号
愛知県岡崎市蓑川新町３丁目24番地14
破産者　落合　保治
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
兵庫県洲本市本町８丁目８番16号
破産者　鯛梅こと　鯛　　彰夫
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第８１号
兵庫県洲本市本町８丁目８番16号
破産者　鯛　　矜子
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第６号
兵庫県淡路市志筑1855番地１
破産者　山崎　秀雄
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１号
兵庫県淡路市志筑1241番地３
破産者　高井健一郎
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係